⑶　「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数９級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。（規則第54条）
イ　貸付条件の確認
ロ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
ハ　計画的な借入れ
＜文言例＞
「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」
⑷　「表現内容」については、以下の事項に留意する。（規則第55条）
また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。
①　安易な借り入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。
②　比較広告を行わないこと。
③　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。
⑸　「出稿先」については、以下の媒体へ掲出してはならない。（規則第56条）
①　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌
②　風俗専門紙及び風俗専門誌

Ⅱ．広告出稿審査対象外の広告に関する基準
１．広告出稿審査対象外広告の出稿に関する留意事項
基準Ⅰで定める広告以外の広告についても、規則で定める事項を遵守し、その対応について協会から説明を求められた場合において事後説明することができるように、広告出稿の実績一覧表を保存するなど、適切な措置を講じなければいけない。
２．ラジオＣＭ（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等
⑴　「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。（規則第50条）
⑵　「表現内容」については、以下の事項に留意し、その他、基準Ⅲで定める事項に留意する。（規則第51条）
①　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。
②　ホームページアドレスを告知する場合、当該ホームページ内に定められる啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。
③　電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないこと。
⑶　「放送時間帯」については、22時から27時（翌日３時）までの時間帯の放送を行わないよう留意する。（規則第52条）
３．チラシ広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等
⑴　「貸付条件等の表示」については、規則第53条第１項で定めている以下の事項を、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。
①　法第15条及び施行規則で定める事項
②　協会員番号
③　貸金業協会マーク
④　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）
⑵　前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。
①　前項①、②、④の表示に際しては、文字級数を９級以上とする。
②　前項③の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦４㎜×横４㎜以上とする。
③　前項④の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。
〈記載例（※）〉

返済等でお悩みの方は 日本貸金業協会（相談・苦情受付窓口）0570―051―051 （受付時間９：00～17：30　休：土、日、祝日、年末年始）

※　視認性の確保のため罫線で囲む

⑶　「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数９級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。
イ　貸付条件の確認
ロ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
ハ　計画的な借入れ
＜文言例＞
「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」
⑷　「表現内容」については、以下の事項に留意する。
また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。
①　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。
②　比較広告を行わないこと。
③　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。
⑸　「出稿先」については、以下の媒体へ掲出してはならない。
①　ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌
②　風俗専門紙及び風俗専門誌
４．インターネットによる広告等（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等
⑴　「明示事項」については、自社でホームページを設けるにあたり、以下の各号に掲げる事項を協会員が取り扱う貸付けに係る商品を紹介するメインのページに明示しなければならない。（バナー広告を通して、自社ホームページに誘導する場合においては、その誘導先の自社ホームページに以下の各号に掲げる事項を明示しなければならない。）
①　啓発文言（過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項）
イ　貸付条件の確認
ロ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
ハ　計画的な借入れ
＜文言例＞
「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」
②　貸金業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名
③　貸金業登録番号
④　協会員番号
⑤　貸金業者登録簿に記載された電話番号
⑥　返済シミュレーション（クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導するハイパーリンク又は画像の表示を含む。）
⑵　⑴を明示する場合の明瞭に判読できる文字の大きさは、例えば14インチ以上のディスプレイで、画面の解像度を最大に設定したとし、Microsoft社のブラウザであるInternet Explorerの文字サイズ（中）で表示した場合の視認性の確保ができる大きさとして、１文字につき縦横３㎜以上とし、他のブラウザを使用した場合もこれに準じるとする。
⑶　「出稿先」については、バナー広告を含め貸付けに係る広告を実施するにあたり、風俗・ギャンブル関係ホームページへ出稿してはならない。
⑷　貸付けに係る商品のページでは、法第15条及び施行規則で定める事項を表示する。
⑸　「表現内容」については、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないものとし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。
⑹　「バナー広告」については、表示内容に、貸付条件等に係る事項が一部でも記載があれば、法第15条及び施行規則で定める事項をすべて表示しなければならない。
５．その他媒体による広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等
⑴　「貸付条件等の表示」については、規則第53条第１項で定めている以下の事項を、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。
①　法第15条及び施行規則で定める事項
②　協会員番号
③　貸金業協会マーク
④　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）